

ECO-SCOP工法



NETIS:HK-160021-A

塗膜有害物含有調査について

対象となる橋梁をはじめとする鋼構造物の塗膜の中に、鉛・クロム・ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の有害物質が含有しているかどうかの調査は、現地で塗膜を安全に採取し、提携している専門分析機関で採取した塗膜の中にこれらの成分が含有しているかどうかの検査を実施します。

現地調査や塗膜採取には橋梁塗装に熟知し、必要な資格を取得した技術者が必要となります。

特定非営利活動法人 鋼構造物塗膜処理等研究会では、これら一連の調査システムをECO-SCOP工法®として商標登録及びNETIS登録を行い、安全に塗膜採取を実施し調査する工法としての普及活動を行っています。

事前塗膜調査

塗膜の採取場所を選定には、その橋梁の現在の塗装履歴だけでなく過去の塗装履歴や現在の状況、橋梁構造や補修の有無等を総合的に判断する必要があります。古い橋梁ではどのような塗装が行われているかは不明な場合もあるため、架設年度や現在の塗膜の劣化状態、架設環境から判断する場合があります。現地では膜厚測定や塗膜の層状確認により最適な塗膜採取場所を選定するため、総合的に採取場所を判断できる豊富な経験が必要になります。



塗膜採取

対象物の塗膜にどのような有害物質が含有しているかが不明な状態で塗膜を採取するため、現場には必ず労働安全衛生法による作業主任者の選任が必要になります。特に鉛・クロムの含有試験では鉛作業主任者、特定化学物質作業主任者は必ず塗膜の採取時は常駐が必要です。またPCB等の取り扱いのためには特別管理産業廃棄物管理責任者が必要となります。塗膜採取方法は、塗膜片を周囲に飛散させ環境汚染させることがなく、また作業員にも汚染の心配のない安全な塗膜採取方法である、ECO-SCOP工法®で採取します。



塗膜分析

現地で採取した塗膜は、当研究会と提携する検査機関で分析を実施いたします。鉛はJIS-K5674（2008）付属書A塗膜中の鉛の定量によるフレイム原子吸光法、六価クロムはJIS-K5674（2008）付属書B塗膜中のクロムの定量によるフレイム原子吸光法により検査を実施します。またポリ塩化ビフェニル（PCB）は平成4年7月厚生省告示第192号別表第3の第3部材採取試験法によるガスクロマトグラフ分析法による判定を行います。



ECO-SCOP工法®の問い合わせ先

特定非営利活動法人鋼構造物塗膜処理等研究会
〒065-0010 札幌市東区北10条東12丁目3-8
TEL:011-731-0515 FAX:011-731-0515
担当者 黒田 清一
mail:kuroda@sps-hokkaido.org

ECO-SCOP工法®は登録商標です。また画像、文章等の無断転用を禁じます。